

近世における西大寺の製薬と民衆意識

— 豊心丹をめぐる —

* 村上紀夫

要 旨

西大寺では豊心丹という薬を製造販売していた。近世の医薬は受容する側の意識としては効能を神仏によって保証されていた「呪物」でもあった。安永七年（一七七八）に奈良の老舗菊岡家が販売する豊心丹について、西大寺が訴えを起こした。販売差留めを求めるが、菊岡家は豊心丹創始者の西大寺叡尊が菊岡家出身であり、菊岡家が豊心丹を製造することは当然であると主張し、菊岡家の主張は認められて製薬継続が許される。ここでは調合法などが問題になることはなく、西大寺は宗教的な製薬過程を重視し、菊岡家は由緒の確かさを主張する。宗教的威光を背景に呪物として薬を囲い込もうとする西大寺に対し、由緒を梃子に自らの商品としてきた菊岡家の論理のぶつかり合いであり、奈良奉行は西大寺の「威光」独占を否定する。一八世紀段階の世俗権力がかかる判断をしたことは、当該期における宗教的「威光」を寺院が独占することを奉行所が否定したといえるだろう。

【キーワード】 西大寺、豊心丹、世俗化
 【Key words】 Saidaiji-temple Houshintan Secularization

はじめに

奈良は古くから薬の製造販売が盛んで、近世には配置薬も広く行われるようになっていた。吉岡信は『近世日本薬業史研究』において、売薬が盛んになった近世をセルフメディケーションの萌芽であると評価している。一方で「クスリの効能を科学的に裏付けることは、江戸時代には全く不可能」であったために、神仏の霊験などを語ることで神秘性をまとうか、あるいは幕府や宮中から「官許」などの看板を許され権威を帯びることで薬の効き目に保証を与えていた^①。

このような近世の医薬について、加藤基樹は「売薬行為が、民衆の薬師信仰を基盤に展開された」とし、薬種・薬剤の生産や流通において、神仏の信仰がいかにかわっていたかを見ていく必要を指摘した^②。病を治療するにあたって、薬が効果をあらわすのは現代的な感覚では薬に含まれる薬効成分の効能ということになるが、薬学の知識が未発達な前近代社会においては薬の成分とともに超自然的な力によるものと見なされていたとしても不思議ではあるまい。神仏が伝えた

とか夢想によるものだといった薬の成立にかかわる神秘的な物語が付加されているものも少なくない。それ故、薬の正当性、効能は調査された成分のみならず、調剤に相応しい正統な後継者が製造販売をしているか、しかるべく呪的な過程を経てつくられたかも問題になり、薬はそれ自体として宗教的力をもつことにもなる。

例えば、伊勢大神楽が薬を神札に添えて頒布していたところがあるが、現在は薬事法の関係もあって薬を神楽師が販売することは出来ない。彼らは同じ薬を薬局でも買うことができるので、薬局での購入をもとめるが、「お伊勢さんからもらわんと効かん」というので、薬局で薬を大量に仕入れて神札に添えてプレゼントしているという。このことから、北川央は「薬がどのようにしてもたらされるか、誰からもたらされるのか、入手方法の違いによって、効き目に変化がある」という考えがあったことを指摘する。⁽³⁾

勿論、長い時間の経験則の積み重ねによって作り出され、確かな効き目を持つ薬も少なくないであろうが、受容する側の意識としては効能を神仏によって保証されていた物という意味で、薬を超自然的な力を持った「呪物」として捉えることも可能であろう。

とすれば、薬の販売は、祈禱札や守などを広めていく配札と限りなく近い行為と見ることもできるであろう。本稿では、このような薬の「呪物」としての側面にも注目し、寺社と薬との関係を見ていくことにしたい。

「薬」に着目することで「配札」や勧進といった行為の広がりや捉

えることも可能になるであろうし、また近代的薬学以前の薬を「科学不在」⁽⁴⁾などといわれような遅れた物、未成熟なものとしてではなく、近世的な文脈に即して見ることが可能になると考えるからである。

本稿で取りあげるのは、主に西大寺などで製造・販売されていた「豊心丹」という薬である。天正六年（一五七八）に記された「金瘡秘伝」によれば、人参・白檀・丁香・桔梗・麝香などを調合して丸薬にしたものである。⁽⁵⁾ 痢病・泄瀉・洪腹といった内臓疾患から頭痛・二日酔い・心気疲れ、さらに吐血・下血など多様な症状に効果のある薬とされていた。

西大寺を「妻大事」にひっかけて「惑溺ノ人ヲ嘲テ豊心丹トイフ」という地口があったほどで、⁽⁶⁾ 大和国の西大寺ゆかりのものであるという認識は一般的であった。しかし、宝永二年（一七〇五）には「西大寺号并院号迄似せ」た「豊心丹」と称する薬が販売されていたことが問題視されていた。⁽⁷⁾ 江戸でも寛保三年（一七四三）に「紛敷薬方当寺之名ヲ仮リ外にて調合相弘メ」ていること、⁽⁸⁾ 取締りを西大寺惣代が社奉行の大岡忠相に訴えている。⁽⁸⁾ 偽薬については規制も出されたが、実際には後述するように他の寺院などでも豊心丹は製造販売されており、西大寺と他の販売業者との衝突も起きていた。

安永七年（一七七八）、奈良の老舗菊岡家が販売する豊心丹について、西大寺が訴えを起こした。西大寺は偽薬であるといつて菊岡家による薬の販売差留めを求めるが、菊岡家は豊心丹創始者の西大寺叡尊が菊岡家出身であり、菊岡家が豊心丹を製造することは当然であると主張

する。結果、菊岡家の主張が大筋で認められ、製薬継続が認められたが、「西大寺豊心丹菊岡」と薬の包み紙に記すことは禁じられ、「伝来豊心丹菊岡」と記することで決着した。『奈良県業史』⁹⁾『奈良市史』¹⁰⁾などで既にこの一件については触れられているところであり、事実関係については新たに付け加えることはない。だが、これらの先行研究では奈良における業業の繁栄を示す一挿話として事実が指摘されるにとどまっているにすぎない。

現代的な感覚でいえば、商標権や財産権にかかる衝突ということになるだろうが、冒頭に述べたように「クスリの効能を科学的に裏付けることは、江戸時代には全く不可能」とされている前近代社会において、何をもち「偽薬」と主張し、一方がそれに対してどのように反論したかを見ることで、近世社会において薬の真偽を何を基準にどのように見極めていたかを窺うことが出来るであろう。

また、こうして近世的な文脈において、「薬」というものを薬品と呪物としての両側面から見直すことで、前近代の合理性と宗教について示唆を得ることもできると考えている。平雅行は呪術を支える構造に合理性があることを明らかにし、呪術的合理性と合理的呪術性の混在について指摘しているが、幡鎌一弘は平の提起をうけて呪術と合理性の共存関係を超歴史的に指摘するのではなく、両者の「程度の差」とそれを受容する心性が問題であるとしている¹¹⁾。こうした視点に立てば、近世の薬を経験則と近世的薬学にもとづく合理性と呪術性の両者が渾然一体となって機能することが期待されたモノであるということ

もできよう。近世の寺院が製造する薬をめぐって合理性と呪術性の緊張感をはらんだ共存関係とその境界を明らかにすることができれば、幡鎌一弘が提起したような宗教変動に接近することも可能になるかもしれない。そうした意味では近世の薬は宗教史の問題でもあるということになる。

一 西大寺の論点

まず、宝暦一二年（一七六一）に京都で出された次の町触をご覧ください。

南都 西大寺

右寺豊心丹与申薬数年売弘来候処、近年当寺之名を仮疑薬売弘候者有之、豊心丹之威光自然と薄ク相成歎敷候間、当表町々在方へ致順行、相对を以売弘メ申候間、雑色町代与噂之義相願之候、尤烏乱成義無之、押而売申間敷旨被仰渡候、此段無急度寄々雑色町代共与噂いたし置候様被仰渡候事

（宝暦一二年）¹²⁾
已九月

そもその始まりは宝暦年中のことであった。「先年疑薬仕候族有之候」という事態に対して、西大寺は奈良奉行に訴えて「宝暦七年辰年国中似七葉御指留之御触」を勝ち取った¹³⁾。これをうけて、京都で出されたのがこの触であった。長らく豊心丹を販売してきた西大寺の名を騙る「疑薬」の出現。この事態を「豊心丹之威光自然と薄ク相成歎

敷候」として、西大寺がとった対策が自ら京都の町で豊心丹を「相對」で頒布することであった。

続いて、西大寺指定の豊心丹販売所が町代触れのかたちで京都の町に周知される。次の販売所以外は「紛敷」ものであるということだ。

南都西大寺豊心丹

売所 寺町松原下ル所

右町ニ而売所取立町中売弘候、紛敷儀ニ而ハ無之旨、洛中洛外町々へ可申通旨被仰渡候、已上

未四月 町代 何某⁽¹⁵⁾

さらに京都では、丁寧なことに西大寺が販売していない豊心丹との見分け方まで触れられたのである。

南都西大寺も売出し候豊心丹者、其包紙ニ西大寺と記有之候処、西大寺愛染堂再建与申立、豊心丹持歩行売弘候もの有之候由、尤葉包紙ニ西大寺与ハ書記無之由、右寺号無之豊心丹ハ西大寺よりハ売出し不申候旨、西大寺惣代申立候由、町々為無心得違、右之趣無急度寄々拙者共々噂いたし置候様被仰渡候付如此御座候、以上

明相四
亥七月八日 町代 何某⁽¹⁶⁾

この町触からは、一八世紀半ばの京都に豊心丹が西大寺の認知しない人物によって「西大寺愛染堂再建与申立」て販売されていたことがわかる。西大寺と無関係の人物が西大寺を名乗る事態に危機感を感じた西大寺は、正式な販売所を設定するとともに、包紙に寺号のないものは西大寺が販売する豊心丹ではないことを京都の町奉行所にはたら

きかけて周知させようとしたわけである。

しかし、安永年間になっても西大寺伽藍修復などと称し、あちらこちらで「豊心丹」と称する薬が販売されていたらしい。特に多いのが先の町触にもかわらず京都だった。安永七年（一七七八）の記録によれば⁽¹⁷⁾、「右相弘候売元京都ニ数多有之候付、此段京都江御願申上度

いと一去西十月十四日」に奈良奉行に願ひ、「同月廿二日京都御奉行所江御願申上」げて「相手方被召出御吟味之所」、京都で「豊心丹」

を販売していたのが奈良の菊岡宰相であることがわかった。そこで

「御当地三条町菊岡宰相と申者も為相弘候義二付、則宰相被召出京都表御差留被成下候」と、京都での販売差し止めは認められたようのだが、「御当国并他国表江右宰相疑葉差出」しており、さらに「葉包紙ニ当寺号板行相顕シ」て看板なども出して販売をしているのだという。

ここでは西大寺の側は、菊岡家の「豊心丹」を「疑葉」と決めつけている。興味深いのが、この安永七年（一七七八）の訴状冒頭に「当寺豊心丹之儀者中興開山伝来後例年正月修業之法修行仕候上、世間江相弘来候」という一文があることである。すなわち、西大寺では豊心丹とは中興開山の叡尊以来、正月に「修業之法」をしたうえで販売しているものであり、こうした過程を経ていないものは西大寺の豊心丹とはいえないという主張である。本件裁許後の史料には「外方之伝来ハ格別西大寺も伝来と在之候而ハ俗家右製葉呪法ハ相成間敷」く、そうしたものが「西大寺伝来ニ有之候而ハ一山之瑕瑾」であるという⁽¹⁸⁾。

薬が配合された生薬によって効果を発揮するものであれば、調合される生薬の配分と製法さえ適切に守られれば、同じ効果を期待してもいいと現代人なら考えるところだろう。このような「正月修業之法」の有無は薬の効能に対して全く関係はないはずではないか。しかし、西大寺はこの点を重視する。

「外方之伝来」の豊心丹ならともかく、かかる「製薬呪法」を行っているのは西大寺だけであるから、「西大寺伝来」と称することを問題視する。ただ、ここで注意を喚起しておきたいのは「外方之伝来」による豊心丹の存在を否定しているわけではない。ただ、西大寺だけが豊心丹の製造過程で修法を行っているから、「西大寺伝来」の豊心丹と名乗ることを問題視しているのである。

「疑薬」販売の嫌疑をかけられた菊岡宰相は即座に反論をした。西大寺の叡尊と菊岡家の先祖が血縁関係にあり、「右薬法も由緒有之義」というものだった。勿論、血縁関係だけでは豊心丹の製造販売の根拠には乏しいから「西大寺長老より付属之薬法書記伝来」について付け加えることも忘れていない。¹⁹ここで菊岡宰相側は西大寺が「俗家」には不可能であると主張した「製薬呪法」は問題にせず、西大寺から「伝来」した「由緒」があることを強調している。

では、菊岡宰相が売り出している豊心丹の包紙に西大寺の「寺号」があることについては、どのように説明しているのだろうか。菊岡宰相の主張は次のようなものだった。

豊心丹薬法者世間板本之書二も数多有之諸人存之薬法二候得共、私

方調合仕候者西大寺二而調製之薬法伝来二付西大寺豊心丹を相印シ
数代弘来候²⁰

豊心丹の「薬法」そのものについては、板本などで既に広く流布していたことがわかる。²¹ここでは、「西大寺二而調製之薬法」を受け継いでいるから「西大寺」と記しているという主張である。ここで両者は薬そのものの製法については周知のものであり、問題は調合法や製法ではなく、伝来と由緒であると認識していることがわかるであろう。

薬は同じ材料を入手でき、適切な手順をふめば、現代的な感覚でいえば、同じものを製造することはできる。書物によって、誰にでも製造することが可能だからこそ、菊岡家の豊心丹は板本などの書物による〈学知〉によって製造したのではなく、「西大寺二而調製之薬法」を伝えるものであることを主張している。〈学知〉によって製造されたものではなく、正統な由緒をもっている者が製造販売するものであることが重視されていたことがわかる。

ここで「疑薬」か否かという問題で焦点となっているのは、それが豊心丹と呼ぶにたる製法を守り、必要な薬効成分をもっているかではない。西大寺側も「外方之伝来ハ格別」といつているように、西大寺の他にも豊心丹の製法が伝わっているところがあるのは認めており、争点にはなっていない。それどころか、「板本之書」で広く知られたところでもある。焦点は「西大寺伝来」の豊心丹といえるか否かであった。西大寺の主張としては、西大寺固有の「製薬呪法」（宗教的手続き）を経ないから「西大寺伝来」、すなわち西大寺に伝来し

ている豊心丹と同じものではないというものであった。一方で菊岡宰相は、菊岡家が西大寺叡尊とつながる「由緒」を訴えることで西大寺から伝来した豊心丹であると主張した。ここで、西大寺は豊心丹という薬の構成要素として「製薬呪法」という呪術的製薬過程を重視しているのに対し、菊岡家の側は西大寺からの伝来という「由緒」を重視しているということがわかる。

この点は、薬としての効能を考えれば些細な問題にも見えるのだが、薬効成分や調合法以上に「由緒」や宗教的手続きが問題となっていたのである。「豊心丹薬法者世間板本之書」も数多有之諸人存之薬法²¹であるが故に、菊岡家としては単なる「豊心丹」としてではなく、差別化を図るためにも「伝来」の確かさを薬に添えて販売することが欠かせなかった。

そこで菊岡家は、「此迄西大寺豊心丹与包紙ニ相印候へ共、此後者西大寺伝来豊心丹と相印可申哉、又者伝来豊心丹などと相印可申や」と「西大寺へ和談申入」れた。ここで菊岡家の提示した譲歩案は、「西大寺の豊心丹」「西大寺が製造している豊心丹」という誤解を招きかねない表現を改めて、「西大寺に伝来している豊心丹」、あるいはどこに伝来しているかは取えて触れないが、正統な「伝来をもっている豊心丹」であると記すことを認めさせようとするものであった。

菊岡家が包紙での記載を「西大寺豊心丹」から「西大寺伝来豊心丹」もしくは「伝来豊心丹」と改める譲歩案を提示したにもかかわらず、西大寺は「製薬弘之儀相止メ候様」という強硬な主張をまげなかつ

た。そこで、菊岡家は「数代無事ニ弘来候伝来之製薬」を「私代ニ至り相止メ候義ハ難仕奉存候」と四月廿九日に奈良奉行に訴えて対決となった。薬の真偽をめぐって奈良奉行がどのような判断をするのか、次節で奉行所での論点を確認していくことにしよう。

二 奈良の奉行所にて

安永七年（一七七八）は四月は小の月だったので、出訴の翌日は五月一日であった。一日の朝に奉行所に向くと四日の朝五ツ時に出頭するようにとのことであった。四日には奉行の和泉守が菊岡宰相、西大寺の龍池院に種々の尋問をし、証拠の提出を求めた。この時の菊岡宰相の口書によると奈良奉行の菅沼定亨側が質した論点は三つに絞られている²²。

すなわち、①「西大寺豊心丹宰相方ニ伝来之義」、②「西大寺高玉長老より附属致来候旨申之候、西大寺ニ高玉と申長老無之旨西大寺申之候、此義如何ニ候や」、③「伝来者格別西大寺与申儀板行ニ顯シ候義有之間敷義ニ候」の三つである。これに対し、①については「西大寺中興開山」の叡尊が「菊岡之出生」であり、②薬法については由緒書にある西大寺長老高玉が存在しないと西大寺が主張している点については「由緒書ニ御座候故書上ケ」たので詳しくは承知しない、③包紙記載については「先祖より有来候板行」であり、「無何心」使用してきたに過ぎず、西大寺へは寺号を除き「伝来豊心丹」と改める

ことを伝えたにもかかわらず西大寺が拒否したと主張している。つまり、奉行所においても、問題とされたのも薬の成分ではなく、由緒(①②)や商標としての寺号使用(③)であった。

その後、菊岡宰相は体調を崩したりもしているが、翌六月に大きく事態が動く。奉行所でも西大寺の側の主張は強硬で「豊心丹と申せハ西大寺ニ限り」、「他二而製薬させがたき」というが、「証拠候ハ、可出候旨」を言われると西大寺も「何も申立候証拠ハ無之候得共」と答えざるを得なかった。「菊岡二も古キ書物在之数年売来候事と相聞ユ」という既成事実があり、西大寺という「寺号除売弘候様」とも言っているにもかかわらず、「夫とても募てさし留之義願了簡や」と詰問されると、西大寺の側も「募て願候義二而ハ無之候得共何分御賢慮願上候旨申」と態度を軟化させた。⁽²³⁾

菊岡家が主張する西大寺から菊岡家へ豊心丹の製法を伝えたこととされる高玉をはじめとした僧は西大寺の過去帳で確認できず、「菊岡へ西大寺より豊心丹製法伝へ有之候」という書物も存在していないため、奉行所としても「西大寺豊心丹製薬致候と之申立ニ者難取用ひ候」との判断をしめた。⁽²⁴⁾つまり、西大寺から菊岡家へ製法が伝わったとする主張は採用したくないというものだ。

では菊岡家の豊心丹製造が否定されたのかというところというわけでもない。先ほどの見解に続けて、「乍然豊心丹製薬之儀ハ其家ニ伝来も在之事ニ候者、(略)豊心丹製薬差留之儀ハ難申付候」という。豊心丹の製法は周知のもので、必ずしも西大寺が独占していたわけでは

ない。たとえ西大寺から伝わったとすることが証明できなくとも、菊岡家に伝来していても決して不思議なことではない。ただし、西大寺の寺号を使用することは認められない。奉行の言葉は次のように続く。

宰相義伝来之薬法在之迎西大寺二而製薬之呪法も致ざる薬之儀、其上衆徒も相勤候身分二而西大寺豊心丹菊岡と書蹟し候段有之間敷義
 龜忽之至りニ相聞候⁽²⁵⁾

ここでは、西大寺の「呪法」を菊岡が行っていないことに加えて新しい論点が提示される。それは、菊岡家が興福寺の衆徒身分であり西大寺とは何の関係も持っていないことから、「西大寺豊心丹菊岡」と称することは認められないというものだ。

ここでの奈良奉行の判断はきわめて興味深い。「製薬売弘」は勝手次第だが、「西大寺と申寺号者相除キ売薬」することというものである。⁽²⁶⁾すなわち、菊岡家が製造する薬は「豊心丹」ではあるが「西大寺豊心丹」ではないという判断であった。製法などが西大寺だけでなく菊岡家などに伝来することはあり得ることで「豊心丹」と呼ぶことは差し支えないが、西大寺と無関係である以上、「西大寺豊心丹」を名乗ることは許されない。とすれば、奉行所としては、薬が「豊心丹」という名称をもちうるか否かは「製薬」だけの問題である。新規というわけでもなく、菊岡家が従来から豊心丹と称する薬を販売してきた実績があり、これまで問題が起きているわけでない以上、「製薬」は否定されない。ただし、「西大寺」と無関係である以上、西大寺を名乗ることができないのだが、「西大寺二而製薬之呪法」もなく「其上衆徒

も相勤候身分」とあるように、西大寺の「呪法」だけではなく、「身分」においても西大寺と無関係であることが挙げられている。奉行所としての判断は「身分」も含めて西大寺と無関係であるものが「西大寺」を名乗っていることの可否が判断の根拠となっているわけだ。

呪術のプロセスを重視する西大寺と由緒という歴史的背景に依拠する菊岡家に対して、呪術的製薬過程の有無に加えて身分という世俗的論理を持ちだした奉行所は、薬の真偽という検証が容易でない点については慎重に判断を避けたといえよう。こうした奉行所の判断を、西大寺と菊岡家両者の折衷と見て、事なかれ主義ということも可能かもしれない。また、実際にこれまで菊岡家の薬が「豊心丹」として流通してきた実績があり、これまで取り立てて不都合もなかったという事実から、一定の効能が見られると見なしたという現実的判断がはたらいたということもできよう。

西大寺としては「当寺豊心丹」は「正月修業之法修行仕候上、世間江相弘来候」から、このような手続きを經ていないものを豊心丹と称して販売するようなことが起きるのは「一山之瑕瑾」と主張するが、奉行所はきわめてドライに製法に問題がなく、これまで支障なく豊心丹として流通してきたという既成事実がある以上は「豊心丹」に違いはなく、論点は「西大寺」という商号（ブランド）使用の可否に終始しているといえる。

いずれにしても、ここでは西大寺が主張する固有の修法を重視する立場は完全には受け入れられなかったのである。

三 西大寺にとっての豊心丹

ところで、西大寺は菊岡家の豊心丹を躍起になって否定しようとしたのであろうか。実は、西大寺の主張によれば毎年の正月七日から四日までの「製薬之呪法」を行った後、豊心丹を「禁裏御所江戸表に献上していたといふ⁽²⁷⁾。この献上については、京都の年中行事を記した『日次紀事』にも正月の条に「南都西大寺献札并豊心丹」とあることから、事実であったとみて大過ないであろう⁽²⁸⁾。こうした薬の儀礼的な献上は西大寺の一種の特権であるから、「豊心丹」が唯一無二のものでなければならぬであろう。吉岡信がいうように、薬学が未発達な江戸時代においては科学的に効能を裏付けることは不可能であり、幕府や宮中への献上などによって権威づけたり、靈験などの神秘性によって効能が保証されていた⁽²⁹⁾。だからこそ、西大寺の豊心丹と同じ物を安易に手に入るようになれば、幕府や朝廷に「豊心丹」を献上してきた西大寺の権威にも傷が付くことになる。それは、幕府や朝廷に献上していた豊心丹製造過程で行われる西大寺による呪術の権威性が揺らぐことになろう。「於俗家右製薬呪法ハ相成間敷義、夫ニ西大寺伝来ニ有之候而は一山之瑕瑾」などと厳しい言葉が使われていたのも、そうした危機感の存在を示唆しているよう。

こうした西大寺にとって朝廷や幕府とのつながりを持つ薬である西大寺豊心丹は、まさにその権威性を背景にして、西大寺でしか買えない特別な薬として参詣客の土産物などとして販売され、寺の資金源と

なっていた。江戸での出開帳の際には、特別に出張販売が行われて評判になっていた。⁽³⁰⁾

とはいえ、西大寺にとって豊心丹は単なる販売独占ができるヒット商品であったわけではない。京都では「諸堂及大破」や「修復助力」といった老朽化した諸堂再建の資金源として、売り広めが行われているのだが、その際には相対勸化とほとんど同じような文面の町触の触が出されている。例えば、弘化三年（一八四六）の町触は次のようなものであった。

南都西大寺伝来之豊心丹と申薬、先年相願洛中洛外町在江壳弘候処、此度諸堂及大破候付、猶又修復助力之ため町在巡行いたし、望之者へ相對を以壳弘、右ニ付疑薬粉敷義無之様、右薬上ハ包江西大寺と寺号相記壳弘度、右之趣洛中洛外へ申通候義相願候間、右町在へ無急度寄々噂いたし置候様被仰渡候

^(弘化三年)
午四月

また、文久二年（一八六二）に出されたものは次のような文章である。

南都西大寺伝来之豊心丹与申薬、先年相願洛中洛外町在江壳弘候処、此度諸堂及大破、猶又修復為助力之町在巡行、望之者江相對を以壳弘度、尤偽薬粉敷義無之様、上ハ包江西大寺与寺号相記置候付、右之趣洛中洛外申通之儀相願候間、右町在江無急度寄々噂置候様被仰渡候

^(文久二年)
戊五月

こうした勸化触と見まごうような「修復為助力之町在巡行」のうえ販売される「西大寺伝来之豊心丹」は、京都の町の人びとにとっては勸化のために他の寺社が行う配札と同様に受けとめていた可能性もあるう。

西大寺にとっての豊心丹とは、特別な修法を行うことの出来る西大寺のご利益によって効能が裏付けられており、薬も御札と同じようにモノに托して神仏によるご利益の分与がなされているのである。⁽³³⁾冒頭で紹介したように、「薬がどのようにしてもたらされるか、誰からもたらされるのか、入手方法の違いによって、効き目に変化がある」という考えがあったことが北川央によって指摘されている。だから、大神楽はある檀那場で薬局で薬を仕入れて神札に添えて手渡している。豊心丹もまた、同じ成分、製法の薬は他でも買えるが、「西大寺」の豊心丹でないと効かないのではないかという意識に支えられていたと考えられていたのであろう。

それ故、西大寺と同じ効能を持つような豊心丹があつては、西大寺と同じご利益を寺院以外でも分与ができることになるから、西大寺にとっては決して認められないことではあるまい。

幡鎌一弘が「神の零落」について、人びとが神を信じなくなつたからではなく、「多くの人々に威光が分有され、それが私的な利益実現のために利用されること」で価値が希薄化して引きおこされたことを指摘している。⁽³⁴⁾敷衍すれば、西大寺の祈禱によって効能が担保される西大寺豊心丹が、「由緒」などの回路によって同様の効能が他の生産

者によっても期待できるようになるとすれば、西大寺の呪術的製薬過程の価値は相対的に低下する。これが、西大寺側の主張である「威光」薄くなるという認識の背景にあった。西大寺にとっては、豊心丹を他者が「由緒」を語って販売することは、単に呼称の問題ではなく、西大寺の「威光」に関わる深刻な問題だったのである。

西大寺の主張は完全には認められることなく、「由緒」を語る菊岡家が豊心丹を製造販売することについては奉行所が否定することはなかった。ここで再び幡鎌一弘の言葉を借りれば、「神の威光」は、威光が浸透していくことに内在して、「信仰」の内側に含まれていた『規範』としての力を失い、「信仰」は、家や村といった、より小さな共同体内部あるいは個人のもの（私事化）となっていた」というプロセスが、起こっていたということもできる。西大寺の「威光」は豊心丹という薬が広く認知されるとともに製造者が次第に増えていく。その際に薬の効能を裏付けるために豊心丹を伝えるにいたった由緒が語られていくことで、拡散していく。西大寺の豊心丹や西大寺そのものの「威光」は消えたのではなく、拡大していくとともに価値が低下していったといえるであろう。

おわりに

ここまで、西大寺と菊岡家の間で交わされた豊心丹をめぐる衝突と両者の主張を見てきた。

近世の薬が伝統的に蓄積された〈知〉と経験による調査・製薬といった製造過程に加え、神仏による加護によって効能が期待されていた。だからこそ、正統な伝来だけがもつ〈何か〉への期待があった。西大寺はそれを寺院内で行われる修法にもとめ、菊岡家は「由緒」を主張した。

宗教的な製薬過程を重視し唯一無二の薬と主張する西大寺に対し、由緒を根拠に豊心丹を販売する菊岡家の主張を奉行所は否定しなかった。宗教的威光を背景に呪物として薬を囲い込もうとする西大寺に対し、西大寺の豊心丹が持つ信頼性に依拠しつつ正しい製造法が伝来しているという由緒を梃子に自らの商品としてきた菊岡家の論理のぶつかり合いであった。換言すれば、奉行所で争われたのは、薬の真偽ではなく「威光」をめぐる西大寺と製薬業者との綱引きだったのである。

ここで奉行所が下した判断は、結果的に西大寺の「威光」独占を否定するものであった。一八世紀段階の世俗権力がかかる判断をしたことは、ひとり菊岡家だけの勝利にとどまらない。西大寺が豊心丹に托した自らの「威光」を囲い込もうとするのに対し、豊心丹の評判が故に次第にその「威光」が寺院外へ広く拡散していく。こうした幡鎌が注目したような宗教的な「威光」の拡大と価値の低下は、ちょうど同じ頃の京都でもっと深刻で、一八世紀後半には多様な民間宗教者が寺社の御札を真似た「まぎれもの」といわれるような御札を販売し、多くの寺社が対応を迫られていた³⁵。この発端が、菊岡家がまず奈良ではなく、このような状況下にあった京都で豊心丹を盛んに販売して

いたことであつたことも興味深い事実である。

次第に宗教的な医療技術や呪術の寺社による独占が否定されていき、地域社会に浸透していった結果が、あるいは近世後期の民衆宗教における病氣直しなどにも繋がっていくことになるのかもしれない。

こうした呪術性は近代的な薬学・医学とともに次第に否定されていく。明治三年（一八七〇）に出された「売薬取締規則」では、薬の「名実功否検査」を「大学東校」で行った上で免状を發行するようにし、「従来売薬ニ勅許御免等ノ字ヲ用ヒ、又ハ神仏夢想、家伝秘法杯ノ称ヲ用ヒ候儀」は明確に禁止されていく。⁽³⁶⁾ それ以降の薬は、完全に宗教性から離れることができたのだろうか。この点については、別に論じたいと考えている。

注

- (1) 吉岡信『近世日本薬業史研究』（薬事日報社、一九八九年）
- (2) 加藤基樹「享保期薬種政策と幕府権力の宗教性」（大桑斉編『仏教土着』法蔵館、二〇〇三年）、同「病氣と近世仏教説話」（国文学 解釈と教材の研究）第四九巻五号、二〇〇四年四月
- (3) 北川央「伊勢大神楽に見る「靈性」「聖性」の付与」（『宗教民俗研究』一九号、二〇〇九年）
- (4) 前掲吉岡信、二八八頁
- (5) 『統群書類従』第三二輯上
- (6) 『祠曹雜識』卷一九（『内閣文庫所蔵史籍叢刊 祠曹雜識（一）』汲古書院、一九八一年）
- (7) 『庁中漫録』第三二卷（奈良県立図書館蔵）。こうした偽薬の製造販売は、東大寺の大仏再興に伴う観光ブームが背景にあったと考えられる。元禄期には既に「参詣ノ次テニ西大寺ニ行、愛染堂ニテ豊心丹ヲ買求、一日ニ鳥目三十貫余」を売り上げて「後ニハ豊心丹悉ク売切ケルヨシ」（『大仏殿再建記』『公慶上人年譜聚英』）という状態であつた。こうした品薄感が参人を促したのではないか。
- (8) 『祠曹雜識』巻七〇（『内閣文庫所蔵史籍叢刊 祠曹雜識（三）』汲古書院、一九八一年）
- (9) 奈良県薬業史編さん審議会編『奈良県薬業史』通史編（奈良県薬業連合会、一九八八年）
- (10) 奈良市史編集審議会『奈良市史』通史三（奈良市、一九八八年）
- (11) 平雅行「中世仏教における呪術性と合理性」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一五 七集、二〇一〇年）
- (12) 幡鎌一弘著『寺社史料と近世社会』（法蔵館、二〇一五年）
- (13) 『京都町触集成』第四卷五五二号
- (14) 『菊岡家文書』四、豊心丹につき西大寺とも訴訟覚（奈良県薬業史編さん審議会編『奈良県薬業史』史料編、奈良県薬業連合会、一九八八年、以下「菊岡家文書」については同書による）
- (15) 『京都町触集成』第四卷八九五号
- (16) 『京都町触集成』第四卷一六二六号
- (17) 豊心丹につき西大寺とも訴訟覚（菊岡家文書）四
- (18) 豊心丹につき西大寺との裁許覚（菊岡家文書）五
- (19) 豊心丹につき西大寺とも訴訟覚（菊岡家文書）四
- (20) 豊心丹につき西大寺とも訴訟覚（菊岡家文書）四
- (21) 豊心丹の製法については、正徳四年（一七一四）と安永七年（一七七八）

版の家庭医学に関する書籍『増補昼夜調法記』（『重宝記資料集成』第一巻「日用事典1」、臨川書店、二〇〇四年）に万金丹など様々な薬とともに掲載されている。こうした重宝記という極めて一般的な板本に掲載され流布していることから、製法自体は必ずしも秘匿されていたわけではないといえる。

(22) 豊心丹につき西大寺とも訴訟覚（『菊岡家文書』四）

(23) 豊心丹につき西大寺とも訴訟覚（『菊岡家文書』四）

(24) 豊心丹につき西大寺とも裁許覚（『菊岡家文書』五）

(25) 豊心丹につき西大寺とも裁許覚（『菊岡家文書』五）

(26) 豊心丹売り弘めについての覚（『菊岡家文書』六）

(27) 豊心丹につき西大寺との裁許覚（『菊岡家文書』五）

(28) 『日次紀事』巻一（『新修京都叢書』第四巻、臨川書店、一九六八年）

(29) 前掲吉岡信書、二九〇頁

(30) 『半日閑話』に宝暦四年四月に「奈良西大寺愛染明王開帳、豊心丹を売」とある（『日本随筆大成』第一期第八巻、五五三頁）

(31) 『京都町触集成』一一巻一〇二九。なお、参考に寛保二年（一七四二）の勅化触（『京都町触集成』巻二第一六一五）を挙げておく。

南都西大寺伽藍再興あるによつて、五畿内勅化御免被仰出也、西大寺金剛院代僧、当戌より来子迄三ヶ年之間、御料私領寺社領町在共二巡行いたすへき間、信仰之輩は物之多少によらず、其分ニ応し寄進すへきもの也

寛保式壬戌六月

右者寺社奉行衆連印之書付、役僧持廻り可申候間、右書面之通可相心得旨、猶又山城國中不洩様可相触者也

亥四月

(32) 『京都町触集成』一一巻一二〇四。なお、こうして集められた資金は祠堂金として運用されていた（『祠曹雜識』七〇巻「内閣文庫所蔵史籍叢刊 祠曹雜識」(三二)）

(33) 例えば、螢火丸という土御門家などが製造していた薬は、医薬品として服用して得られる効果だけではなく、「従軍繫腰中辟五兵白刃、居家掛戸上、甚辟盜賊也」（『和漢三才図会』）とあり、薬そのものが除災の力を持つモノ（呪具）として受けとめられていたことを示している。

(34) 幡鎌一弘前掲書、一七〇頁

(35) 拙稿「一九世紀京都近郊の神社と神人」（『奈良史学』第三号、二〇一六年）

(36) 『京都町触集成』一一三巻一二五七

【付記】 本稿は二〇一五年度の奈良大学研究助成「大和国東山内の歴史的環境に関する基礎的研究」による成果の一部である。